

広告付き窓口用封筒の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区役所、支所（市税証明発行コーナーを除く。）、出張所及び行政サービスコーナー（以下「区役所等」という。）並びに市税事務所、市税分室及び市税証明発行コーナー（以下「市税事務所等」という。）の窓口で使用する広告付き窓口用封筒（以下「封筒」という。）の提供を受け付ける場合の手続、封筒の使用の決定に係る手続、封筒の記載内容等について定めるものとする。

(提供者の決定)

第2条 封筒の提供の申出は、別に定める期間に受け付けるものとし、類似業務の実績、申出の内容等を総合的に勘案して提供する者（以下「提供者」という。）を決定する。

(決定機関)

第3条 封筒の仕様及び提供者を決定するため、窓口用封筒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 財政局資産管理部長
- (2) 財政局資産管理部資産運用課長
- (3) 財政局税務部市民税管理課長
- (4) 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長
- (5) 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、財政局資産管理部長とし、委員会の副委員長は財政局資産管理部資産運用課長とする。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が当該委員の職務を代理することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。ただし、やむを得ない事情により委員会の会議を招集できないとき、あるいは、第2条に定める受付期間に、2以上の者から申出がなかった場合については、各委員の意見を聴取することにより委員会の会議に代えることができる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、封筒を所管する課長を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財政局資産管理部資産運用課において処理する。

(確認書の締結)

第6条 財政局長は、第2条により決定した提供者と確認書を締結するものとする。

(広告内容等の決定)

第7条 広告内容等の審査、封筒の使用、提供受入中止の決定等については、封筒を使用する所管区域の区長が行うものとする。ただし、必要に応じて、区長は財政局長と協議するものとする。

2 前項に規定する事項等について審議するための機関を区に設置するものとする。

(記載事項)

第8条 封筒の表面及び裏面のうち、区役所等又は市税事務所等の記載部分には、事務所の名称、所在地、電話番号、ロゴマークその他指定する事項を記載する。

2 前項に規定する事項に関しては、区役所等で使用する封筒については区長が、市税事務所等で使用する封筒については税務監が決定する。

- 3 封筒の表面及び裏面とも、広告の記載部分は、表面積の40パーセント以下とする。

(広告主の審査)

第9条 区長は広告掲載を希望する広告主（以下「広告主」という。）から、広告主が次の各号（以下「暴力団員等」という。）に該当しない旨の誓約書及び神奈川県警察本部長に対して暴力団員等の排除対象者であるか否か確認する旨の同意書を提出させ、必要に応じて神奈川県警察本部長に対して暴力団員等の排除対象者であるか否か確認を行うものとする。

- (1) 川崎市暴力団排除条例（平成24年条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (4) 条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (5) 条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

- 2 前項の確認等により広告主が暴力団員等と認められた場合は、広告を掲載しない。

- 3 広告主が誓約書及び同意書の提出を拒んだ場合、広告を掲載しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については財政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

(寄贈方式による広告入り窓口用封筒導入基準の廃止)

- 2 寄贈方式による広告入り窓口用封筒導入基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成３０年３月１９日から施行する。ただし、第７条から第９条までの改正規定は、平成３０年１０月１日に使用を開始する封筒から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に使用している封筒については、平成３０年９月３０日まで引き続き使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年１２月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。